

# 岐阜県公報

第 五 十 五 号

令和元年十一月十二日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(環境管理課) 三四一

### 選挙管理委員会告示

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会) 三四二

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監査委員) 三四三

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(同) 三四八

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(同) 三五三

### 公 示

落札者等に関する公示

(税 務 課) 三五五

### 正 誤

指定医療機関の休止の届出中訂正

(地域福祉課) 三五五

## 告 示

岐阜県告示第二百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和元年十一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第七十八号により指定した区域(各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番、字村中一〇八番三、字宮裏一八七番、字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部)の全部(平成三十年岐阜県告示第百六十五号、平成三十年岐阜県告示第百六十号、令和元年岐阜県告示第十六号及び令和元年岐阜県告示第二百六十七号により指定を解除した区域以外の区域)

### 二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

### 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

選挙管理委員会告示

令和元年十一月十二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあつた政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があつたので、次のとおりその要旨を公表する。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 1 1 政党（国会議員関係政治団体 1号団体）中

自由民主党 岐阜第一選挙区支部	野田聖子	衆議院議員	H27.5.29	64,564,745	25,931,648	38,633,097	46,305,808	18,258,937	2,100,800	878	0	8,590,000	8,290,000	16,880,000	0	16,880,000	0	0	19,650,000	2,297
自由民主党 岐阜第一選挙区支部	野田聖子	衆議院議員	H27.5.29	62,902,945	25,931,648	36,971,297	46,305,808	16,597,137	439,000	878	0	8,590,000	8,290,000	16,880,000	0	16,880,000	0	0	19,650,000	2,297

改める。

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により令和元年九月に執行した定期監査（一部同年七月及び八月に執行したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和元年十一月十二日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 良 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林政部 県土整備部 都市建設部 県事務所 教育委員会 警察本部 その他 計	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
	—	—	—	—	—	—
	6	1	2	3	1	2
	—	—	—	—	—	—
	1	1	0	1	1	0
	2	0	0	0	0	0
	7	0	3	0	0	3
	3	0	1	0	0	1
	3	1	2	4	1	3
	1	0	0	0	0	0
	1	1	0	1	1	0
	1	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0
	20	1	8	13	1	12
	37	6	1	7	6	1
	3	0	1	2	0	1
	85	11	18	35	11	23

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、29 機関において、11 件の指摘事項及び23 件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁の所管課1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 総務部 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	令和元年9月6日	人事課	令和元年9月3日
税務課	令和元年9月3日	管財課	令和元年9月4日
県庁舎建設課	令和元年9月4日	職員研修所	令和元年9月27日

【監査の結果】  
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
財政課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
管財課	指摘事項	強風のため燃料倉庫等の屋根が破損し、屋根材が落下したことにより車両を損傷させた4件の毀損事故について、損害賠償金として1,533,007円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
県庁舎建設課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 危機管理部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
消防学校	令和元年9月27日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があつた。

機関名	区分	内容
消防学校	指摘事項	物品の管理事務において、ソナーベッドなど7件(取得価格計1,123,882円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

3 環境生活部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
県民生活相談センター	令和元年9月27日	文化財保護センター	令和元年9月27日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかつた。

4 健康福祉部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
地域福祉課	令和元年8月7日	岐阜保健所本巣・山県センター	令和元年9月27日
西濃保健所揖斐センター	令和元年9月27日	可茂保健所	令和元年9月11日

恵那保健所	令和元年9月27日	衛生専門学校	令和元年9月27日
中濃子ども相談センター	令和元年9月11日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
地域福祉課	指導事項	地域福祉課は、福祉分野の人材に関する情報を一元的に発信する「福祉人材総合ポータルサイト」の構築を行う補助事業者に、その構築に要する経費を対象として、福祉人材総合ポータルサイトに構築事業費補助金を交付している。上記補助金の予算要求の際に作成された単独補助金事業評価調書では、事業目標の達成度を示す指標を「ポータルサイトアクセス数」（以下「アクセス数」という。）30,000件/年としているが、地域福祉課は補助金交付の要件等で補助事業者に対してアクセス数の把握を求めておらず、構築されたシステムはアクセス数を把握できる仕様とはなっていない。ポータルサイトは平成31年4月に公開されているが、本件事業は、事業目標の達成度を確認できないものとなっていることから、対応の検討を進め、必要な措置を講じられたい。
衛生専門学校	指導事項	ポリ塩化ビニル医薬物（特別管理産業廃棄物）処理業務委託に係る検査事務において、検査調査を作成すべきところ、電子マニフェストシステム照会結果の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていたため、今後は適正に処理されたい。
中濃子ども相談センター	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたため、今後は適正に処理されたい。

5 商工労働部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	令和元年8月26日	商業・金融課	令和元年8月2日
セラミックス研究所	令和元年9月27日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
セラミックス研究所	指導事項	大学との共同研究契約（契約額全額前金払）に係る検査事務において、大学から履行完了報告を受けた際に行うこととされている履行確認済みの記述等がなかったため、今後は適正に処理されたい。

6 農政部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
水産研究所	令和元年9月27日	農業大学校	令和元年9月27日
国際園芸アカデミー	令和元年9月27日		

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
水産研究所	指導事項	旅費の支出事務において、旅行会社から提出された見積書・請求書における2泊分の宿泊費を1泊分と誤認して旅費の増額調整を行ったことにより、2件11,920円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
農業大学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
国際園芸アカデミー	指導事項	旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 レンタカー利用に係る有料道路通行料の支払において、支出科目を使用料及び賃借料とすべきところ、旅費としてしているものがあつた。 2 タクシー利用に係る実費額を支給する場合は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類を旅費請求書に添付すべきところ、これを行っていないがあつた。
	指導事項	物品の管理事務において、ネットワーク構成に用いるサーバ機器6件（取得価格計187,946円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

7 林政部（1機関）

実施機関名	実施年月日
森林研究所	令和元年9月27日

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

8 県土整備部（1機関）

実施機関名	実施年月日
恵那土木事務所	令和元年9月12日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
恵那土木事務所	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として139,439円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

9 都市建設部（1機関）

実施機関名	実施年月日
リニア推進事務所	令和元年9月27日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

10 教育委員会（20機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育財務課	令和元年7月30日	岐南工業高等学校	令和元年9月27日
大垣工業高等学校	令和元年9月27日	海津明誠高等学校	令和元年9月27日
加茂高等学校	令和元年9月11日	東濃実業高等学校	令和元年9月27日
多治見工業高等学校	令和元年9月27日	土岐南業高等学校	令和元年9月13日
恵那高等学校	令和元年9月13日	恵那南高等学校	令和元年9月13日
中津川工業高等学校	令和元年9月12日	華陽フロンティア高等学校	令和元年9月27日
東濃フロンティア高等学校	令和元年9月27日	岐阜盲学校	令和元年9月27日
岐阜豊学校	令和元年9月27日	長良特別支援学校	令和元年9月27日
岐阜希望が丘特別支援学校	令和元年9月27日	岐阜清流高等特別支援学校	令和元年9月27日
真濃特別支援学校	令和元年9月27日	飛騨吉城特別支援学校	令和元年9月27日

【監査の結果】  
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
教育財務課	指導事項	岐阜県被災児童生徒就学支援金等補助金の交付事務において、交付すべき補助金の額の確定に当たっては、間接補助事業等が完了し、かつ、間接補助事業者等に対して間接補助金等が全額交付されたことの確認が必要である。岐阜県補助金等交付規則第13条において、補助事業者

岐南工業高等学校	指導事項	等は実績報告書に必要な書類を添えて報告することになっているが、岐阜県被災児童生徒就学支援等補助金交付要綱で間接補助金等の全額交付が確認できる書類の添付を補助事業者等に求めていないため、全額交付の事実確認を電話聴取の方法により行っているもの、その記録がなく、監査において確認することができなかった。今後は、全額交付の事実を確認できる書類の提出を求めると適切な事務処理に努められたい。
大垣工業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料31,407円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	平成30年度岐阜県高等学校校定時制・通信教育振興奨励補助金の支出事務において、補助金の交付決定は、岐阜県立大垣工業高等学校事務処理規程に基づき所属長(校長)決裁とすべきところ、事務部長決裁とされているので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	財産の記録管理事務において、取得価格100万円以上の備品を重要物品一覧表により記録管理していたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
恵那高等学校	指導事項	物品の管理事務において、寄附により取得した日課放送装置1台の取得価格を162,000円として物品登録すべきところ、据付・設定調整作業費37,800円を含めた199,800円で物品登録していたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報記録簿」に記録しななければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつた。 2 特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、承認を得ずに特定個人情報を取り扱っていたものがあつた。
恵那南高等学校	指導事項	物品の管理事務において、デジタル顕微鏡撮影セット1件(取得価格133,350円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	USBメモリ等の管理事務において、利用状況の管理に当たり、所定の様式とは異なる使用記録簿を使用したことにより、「使用区分」、「使用場所」及び「重要性分類1の情報の有無」の事項が明確でないままUSBメモリ等を職員に使用させていたほか、使用許可を受けた職員がUSBメモリ等を返却する際の、情報セキュリティ取扱管理者による確認の有無が明確ではなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「理化学品の保管管理規程」に基づき、毒劇物は専用の保管庫に一般薬品とは区分けして収納することとなっているが、一部の劇物

		について一般乗品と混在して保管されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中津川工業高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜盲学校	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に時間外勤務を命じた際、当該勤務の一部に係る時間外勤務命令簿が作成されていなかった。 2 上記の勤務のうち時間外勤務命令簿が作成された部分について、正規の勤務時間外勤務に係る時間外勤務手当(125/100)を支給すべきところ、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に係る時間外勤務手当(25/100)を支給したことにより、1件6,928円が支払われていなかった部分について、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に係る時間外勤務手当(25/100)1件4,619円が支払不足となっていた。
岐阜豊学校	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,160円が支払われたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
真濃特別支援学校	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料149,148円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

11 警察本部 (37機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務課	令和元年8月26日	広報県民課	令和元年8月26日
会計課	令和元年8月26日	装備施設課	令和元年8月26日
情報管理課	令和元年8月26日	警務課	令和元年8月29日
教養課	令和元年8月29日	厚生課	令和元年8月29日
監察課	令和元年8月29日	留置管理課	令和元年8月29日
生活安全総務課	令和元年8月29日	少年課	令和元年8月29日
生活環境課	令和元年8月29日	サイバー犯罪対策課	令和元年8月29日
地域課	令和元年8月29日	通信指令課	令和元年8月29日
自動車警ら隊	令和元年8月29日	刑事総務課	令和元年9月4日

機関名	区分	内容	
捜査第一課	令和元年9月4日	捜査第二課	令和元年9月4日
捜査第三課	令和元年9月4日	組織犯罪対策課	令和元年9月4日
国際捜査課	令和元年9月4日	鑑識課	令和元年9月4日
科学捜査研究所	令和元年9月4日	機動捜査隊	令和元年9月4日
交通企画課	令和元年8月29日	交通指導課	令和元年8月29日
交通規制課	令和元年8月29日	運転免許課	令和元年8月29日
交通機動隊	令和元年8月29日	高速道路交通警察隊	令和元年8月29日
警備総務課	令和元年8月29日	警備第一課	令和元年8月29日
警備第二課	令和元年8月29日	機動隊	令和元年8月29日
警察学校	令和元年8月29日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
会計課	指導事項	物品の管理事務において、委託業務契約により取得した物品の登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
装備施設課	指摘事項	強風のため果が管理する施設、樹木が破損等したことにより駐車車両を損傷させた5件の毀損事故について、損害賠償金として1,140,971円の費用負担が発生し、また、修繕料607,144円が支払われていたため、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
留置管理課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として42,898円の費用負担が発生していたので、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第一課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として131,063円の費用負担が発生し、また、修繕料54,162円が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
交通規制課	指摘事項	強風による次の2件の毀損事故について、損害賠償金として205,200円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 1 コンクリート製土台の道路標識が倒れたことにより、駐車場のフェンスを損傷させた。 2 信号機のケーブリングが折れたことにより、民家の屋根瓦に接触し、損傷させた。
交通機動隊	指摘事項	公務中に、自動二輪車の後輪が跳ね上げた小石により、相手の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害

警備第一課	指摘事項	賠償金として233,325円の費用負担が発生していたので、職員の出発事故防止について一層の徹底を図らたい。 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として2,568,427円の費用負担が発生し、修繕料140,216円(うち相手方負担分98,151円)が支払われていた。また、公用車が1台廃車(評価額387,000円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らたい。
-------	------	---

12 その他(3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
出納事務局	令和元年8月28日	議会事務局	令和元年9月3日
人事委員会事務局	令和元年9月3日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
人事委員会事務局	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
出納事務局	検討事項	岐阜県電子調達システムの運用方法について、建設工事等の請負に係る随意契約における事務の効率化並びに契約の公平性及び競争性の向上を図るため、岐阜県電子調達システムに参加できる業者数の拡大など検討されたい。 県が随意契約を締結する場合、岐阜県会計規則第140条に基づき入札参加資格者名簿に登録された者を契約の相手方とするよう努めることとされている。入札参加資格者名簿は、建設工事等の請負に係るもの(以下「建設工事等名簿」という。)と、建設工事等の請負以外のもの(以下「物品購入等名簿」という。)があり、両方の名簿に登録されている業者もある。 また、県では、随意契約を締結する場合にインターネットを利用し契約の相手方決定などを行う岐阜県電子調達システム(以下「システム」という。)を導入している。システムは、原則として建設工事等の請負以外の調達(以下「物品調達等」という。)を対象としており、各機関において物品調達等に係る随意契約を締結する場合、このシステムを用いることにより、物品購入等名簿に登録され、ユーザID等を付与された者に対してインターネット上で広く案件が公開される。 一方、各機関において建設工事等の請負(以下「工事

請負等」という。)に係る随意契約を締結する場合、原則として建設工事等名簿に登録された者のうち、予定価格に占む2者以上又は1者から書面による見積書を徴取することとなる。  
しかし、建設工事等名簿に登録された者で、物品調達等にも対応可能な場合は、物品購入等名簿へも登録されている。また、物品購入等名簿への登録にあたり、業務分類を「その他(他に分類できないもの)」として工事などを登録することも可能であるため、実際に業務内容を設備工事や小規模工事などとして物品購入等名簿に登録されている場合もある。こうしたことから、一部の機関においては、工事請負等にあたると思料される随意契約を、システムを用いて締結している。  
システムは、随意契約の締結に係る事務の効率化並びに契約の公平性及び競争性の向上に寄与すると考えられる。しかし、システムが原則として物品調達等を対象としていることから、建設工事等名簿のみに登録された者はシステムを利用して調達に参加することができないため、各機関がシステムを用いて工事請負等に係る随意契約を締結した場合の競争性及び公平性は限定的なものとなっている可能性がある。

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により  
岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったた  
で、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年十一月十二日

岐阜県監査委員	田 中 勝 博
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 良 靖
岐阜県監査委員	藤 直 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

Ⅰ 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 (令和元年9月末現在) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	41	8	11	22
指導事項	44	10	9	25
検討事項	3	0	1	2
計	88	18	21	49

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年9月30日及び10月2日に知事等関係機関から通知が  
あったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本  
庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

知事直轄

機関名	監査結果	講じた措置
広報課	時間外勤務手当等の支給事務におい て、次の2件の不適正な事項により、 3,258円が過払となっていたので、速や かに措置するとともに、今後は適正に 処理されたい。 1 運出出勤であるにもかかわらず、 通常の勤務時間の終業の時刻から時	過払となっていた3,258円について は、直ちに手続を行い、令和元年7月 24日に納入されたことを確認した。 今後は、運出勤など通常の勤務形 態と異なる職員への時間外勤務手当 等の支給を適正に行うため、当該職員 の時間外命令簿に勤務形態を明記し、適



	<p>間外勤務手当の対象となる勤務時間の計算を行った。 2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつた。</p>	<p>正な手当支給となつては、複数の職員で確認を行うことで再発防止に努める。</p>
--	---	--

<p>危機管理部</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>防災課</p>	<p>新奥庁舎危機管理プロセス備設計(基本設計)業務委託に係る支出事務において、委託業務契約書に支払の期限は請求書を受理した日から30日以内の日と規定されているところ、これを超えて支払が行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支出事務においては、岐阜県会計規則等を順守し、会計書類作成時の確認を徹底するとともに、決裁時のチェックを強化するよう課内職員へ周知徹底した。 今後も継続的に注意喚起し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>環境生活部</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>廃棄物対策課</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度に指導したにもかかわらず、修繕料129,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、パソコンの取扱について一層の注意を払うよう指導を行った。また、所属職員にパソコンの毀損に関する研修を実施し、毀損事故防止の徹底を図った。</p>
<p>環境管理課</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行った職員に対し、その週については育児部分休業の承認が取り消されているにもかかわらず、部分休業をしているものとして勤務時間が算定されたことにより、2件4,072円が支払不足となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足であつた時間外勤務手当4,072円について令和元年8月21日に追給を行った。今後は、当該事務の関係規定に関する理解をより一層深めるとともに、時間外勤務手当等計算支援ツールの入力方法を再度確認する。また、決裁時には複数名でのチェックを徹底することで再発防止に努める。</p>
<p>現代陶芸美術館</p>	<p>物品の管理事務において、デスクトップ型パソコンなど4件(取得価格計1,087,590円)を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>今回の指摘に関しては、使用不能のパソコンを平成28年の情報企画課による一斉回収により廃棄した際、必要な事務処理が行われなかったと考えられ、担当学芸員と物品事務担当者、出納員及び収支等命令者の連携が取れていなかったことが原因である。 現在、物品関係の全ての調査について</p>

<p>博物館</p>	<p>物品の管理事務において、全自動電子乾燥保管庫など3件(取得価格計5,526,000円)を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>では、担当学芸員及び学芸部長も決裁ルートに入れることとし、複数人で物品管理事務に漏れや誤りがないかを確認することとしている。</p>
------------	---	---

<p>健康福祉部</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>西濃保健所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料198,774円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生直後には本人への直接指導と、平成30年9月18日に開催した所内課長係長会議でこれを議題とし注意喚起を図り、事故防止の徹底を図った。 平成30年11月13日には、公務中の交通事故防止及び公用車の適切な使用を議題として職場研修を実施した。 また、異動により職員が替わつたこともあり、令和元年5月14日に改めて公務中の交通事故防止及び公用車の適切な使用を議題として職場研修を実施した。</p>
		<p>交通事故の防止については、継続的に安全運転のための意識啓発を図ることが重要と考えられており、今回の指摘を受け、改めて全所員にメールにて、安全運転を心がけ事故防止に努めるよう周知徹底を図るとともに、所内課長係長会議においても監査結果を伝え、注意喚起を図った。 引き続き機会を捉え、事故防止のための注意喚起を図っていく。</p>

<p>農工労働部</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>情報科学芸術 大学院大学</td> <td> <p>物品の管理事務において、デジタル一眼レフカメラなど37件(取得価格計5,092,092円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p> </td> <td> <p>今後は以下のとおり備品を管理し、再発防止を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続管理する物品と不要な物品を明確にする。</li> <li>・不要な物品は遊休物品登録し、他所属への管理換えや廃棄の処理を行う。</li> <li>・備品の流動が少ない部屋について備品マップを作成し、備品の所在を明らかにする。</li> <li>・プロジェクタで購入した備品等、使用主任者があいまいな備品についての責任者を設定する。</li> <li>・備品の管理についてのルールを策定し、全教職員に共有する。</li> </ul> </li> <li>2 備品の移動、廃棄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の移動や廃棄について教員から総務課に書面で申請する方式とする。</li> <li>・移動、廃棄、消耗品への分類換え申請用の様式を作成し全教職員に共有する。</li> <li>・申請の際は、添付資料として写真データも提出させる。</li> </ul> </li> </ol> </td> </tr> </table>		機関名	監査結果	講じた措置	情報科学芸術 大学院大学	<p>物品の管理事務において、デジタル一眼レフカメラなど37件(取得価格計5,092,092円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後は以下のとおり備品を管理し、再発防止を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続管理する物品と不要な物品を明確にする。</li> <li>・不要な物品は遊休物品登録し、他所属への管理換えや廃棄の処理を行う。</li> <li>・備品の流動が少ない部屋について備品マップを作成し、備品の所在を明らかにする。</li> <li>・プロジェクタで購入した備品等、使用主任者があいまいな備品についての責任者を設定する。</li> <li>・備品の管理についてのルールを策定し、全教職員に共有する。</li> </ul> </li> <li>2 備品の移動、廃棄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の移動や廃棄について教員から総務課に書面で申請する方式とする。</li> <li>・移動、廃棄、消耗品への分類換え申請用の様式を作成し全教職員に共有する。</li> <li>・申請の際は、添付資料として写真データも提出させる。</li> </ul> </li> </ol>	<p>農工労働部</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>揖斐農林事務所</td> <td> <p>岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林環境保全直接支援事業)の交付事務において、農林事務所は事業主体による森林の間伐等の事業完了後、補助金の査定を行うため、岐阜県森林整備事業審査要領に基づき、審査することとなっている。同審査要領によれば、一補助金申請の中に施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)が複数含まれる場合には、その数に応じた審査要領に定める数の申請単位を抽出して現地</p> </td> <td> <p>当該指摘は、5地区(申請単位)計6箇所の補助金申請に関して、岐阜県森林整備事業審査要領の解釈を誤り、現地審査必要数(3つ)とすべきところを、箇所数の10%以上(1つ)としたことによるものである。</p> <p>過去5年間(平成26～30年度)の審査状況を調べた結果、当該案件のほかに現地審査箇所数が不足する案件はなかった。</p> </td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	揖斐農林事務所	<p>岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林環境保全直接支援事業)の交付事務において、農林事務所は事業主体による森林の間伐等の事業完了後、補助金の査定を行うため、岐阜県森林整備事業審査要領に基づき、審査することとなっている。同審査要領によれば、一補助金申請の中に施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)が複数含まれる場合には、その数に応じた審査要領に定める数の申請単位を抽出して現地</p>	<p>当該指摘は、5地区(申請単位)計6箇所の補助金申請に関して、岐阜県森林整備事業審査要領の解釈を誤り、現地審査必要数(3つ)とすべきところを、箇所数の10%以上(1つ)としたことによるものである。</p> <p>過去5年間(平成26～30年度)の審査状況を調べた結果、当該案件のほかに現地審査箇所数が不足する案件はなかった。</p>
機関名	監査結果	講じた措置												
情報科学芸術 大学院大学	<p>物品の管理事務において、デジタル一眼レフカメラなど37件(取得価格計5,092,092円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後は以下のとおり備品を管理し、再発防止を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続管理する物品と不要な物品を明確にする。</li> <li>・不要な物品は遊休物品登録し、他所属への管理換えや廃棄の処理を行う。</li> <li>・備品の流動が少ない部屋について備品マップを作成し、備品の所在を明らかにする。</li> <li>・プロジェクタで購入した備品等、使用主任者があいまいな備品についての責任者を設定する。</li> <li>・備品の管理についてのルールを策定し、全教職員に共有する。</li> </ul> </li> <li>2 備品の移動、廃棄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の移動や廃棄について教員から総務課に書面で申請する方式とする。</li> <li>・移動、廃棄、消耗品への分類換え申請用の様式を作成し全教職員に共有する。</li> <li>・申請の際は、添付資料として写真データも提出させる。</li> </ul> </li> </ol>												
機関名	監査結果	講じた措置												
揖斐農林事務所	<p>岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林環境保全直接支援事業)の交付事務において、農林事務所は事業主体による森林の間伐等の事業完了後、補助金の査定を行うため、岐阜県森林整備事業審査要領に基づき、審査することとなっている。同審査要領によれば、一補助金申請の中に施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)が複数含まれる場合には、その数に応じた審査要領に定める数の申請単位を抽出して現地</p>	<p>当該指摘は、5地区(申請単位)計6箇所の補助金申請に関して、岐阜県森林整備事業審査要領の解釈を誤り、現地審査必要数(3つ)とすべきところを、箇所数の10%以上(1つ)としたことによるものである。</p> <p>過去5年間(平成26～30年度)の審査状況を調べた結果、当該案件のほかに現地審査箇所数が不足する案件はなかった。</p>												
<p>県事務所</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>東濃県事務所</td> <td> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として78,797円の費用負担が発生し、また、修繕料149,371円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> </td> <td> <p>当該職員に対し、安全運転に対する意識の徹底と再発防止について、厳しく指導した。</p> <p>また、専門職、職員を含む全職員に対し、職場研修や所内課長会議等において、実際に起きた悲惨な交通事故事例を取り上げるなど、交通事故防止の徹底を図った。</p> </td> </tr> </table>		機関名	監査結果	講じた措置	東濃県事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として78,797円の費用負担が発生し、また、修繕料149,371円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、安全運転に対する意識の徹底と再発防止について、厳しく指導した。</p> <p>また、専門職、職員を含む全職員に対し、職場研修や所内課長会議等において、実際に起きた悲惨な交通事故事例を取り上げるなど、交通事故防止の徹底を図った。</p>	<p>今回の案件について、現地審査を行った1箇所を除く全5箇所について、令和元年5月27日、28日の2日間で行った現地確認(内容は、審査と同じ)を行った結果、申請どおりの内容であった。</p> <p>今後は、所内において次に掲げる対策を行い、再発防止の徹底を図ることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当者の異動等への対応も含め、年度当初に係長が岐阜県森林整備事業審査要領の記載事項を説明し、チェックリストを作成して理解度の確認を行う。</li> <li>2 交付申請書が提出された際に、申請箇所及び抽出率等を記した一覧表を作成したうえで無作為抽出を行う。あわせて、審査員の任命に関する所長決裁書類に添付し、担当者以外の者も含めてチェックを行う。</li> </ol>						
機関名	監査結果	講じた措置												
東濃県事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として78,797円の費用負担が発生し、また、修繕料149,371円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、安全運転に対する意識の徹底と再発防止について、厳しく指導した。</p> <p>また、専門職、職員を含む全職員に対し、職場研修や所内課長会議等において、実際に起きた悲惨な交通事故事例を取り上げるなど、交通事故防止の徹底を図った。</p>												
<p>教育委員会</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>岐山高等学校</td> <td> <p>ポリ塩化ビニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい</p> </td> <td> <p>本指議事項は、国が策定した「ポリ塩化ビニル廃棄物処理計画」により処理業者が特定されていることから、「法令により、相手方が特定されている」契約であると解釈を誤ったことが原因である。</p> <p>監査後、契約審査会の審査要件につ</p> </td> </tr> </table>		機関名	監査結果	講じた措置	岐山高等学校	<p>ポリ塩化ビニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい</p>	<p>本指議事項は、国が策定した「ポリ塩化ビニル廃棄物処理計画」により処理業者が特定されていることから、「法令により、相手方が特定されている」契約であると解釈を誤ったことが原因である。</p> <p>監査後、契約審査会の審査要件につ</p>							
機関名	監査結果	講じた措置												
岐山高等学校	<p>ポリ塩化ビニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい</p>	<p>本指議事項は、国が策定した「ポリ塩化ビニル廃棄物処理計画」により処理業者が特定されていることから、「法令により、相手方が特定されている」契約であると解釈を誤ったことが原因である。</p> <p>監査後、契約審査会の審査要件につ</p>												

	<p>いて、改めて会計職員への周知徹底を図った。                  今後は、疑義が生じた場合には主管課や出納管理課へ照会を行うなど慎重に対応し、適正な事務処理に努める。</p>
--	--

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

清流の国推進部

機関名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	<p>物品の管理事務において、指定管理者が自動体外式除細動器（AED）など28件（取得価格計7,792,874円）を亡失し、又は県に報告を行わないまま廃棄していたものがあつたので、今後は指定管理者に対して適正な物品管理を行うよう指導されたい。</p>	<p>今回の事案を受け、指定管理者に対し、各物品ごとの保管施設及び保管場所を掲載した「備品管理台帳」を整備するとともに、県への報告を徹底するため施設管理担当者・物品担当者間での情報共有を密にするなど、物品管理体制の改善を図るよう指導した。                  また、県の物品チェック体制の見直しとして、指定管理者における現物実査に、当課職員が立ち会い、全物品の現物確認を行うこととした。                  今後も、指定管理者への指導及び県におけるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
危機管理政策課	<p>岐阜県全国瞬時警報システム更新業務委託に伴う物品の管理事務において、不用決定の手続きを行わないまま廃棄されており、また、物品登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>廃棄した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除却した。更新された物品については、物品登録を行った。                  また、物品管理事務について、事案発生の経緯及び概要を課内保長会議において周知するとともに、委託契約であつても物品の処分及び取得を含む場合は、物品の不用決定及び登録が必要であることを出納員、会計員及び委託業務担当者にて再確認した。                  今後、委託契約を行う際には、物品処分及び取得の有無と処分及び取得がある場合における物品登録の状況について、複数人によるチェックを徹底</p>

し、適正な事務処理に努める。

機関名	監査結果	講じた措置
環境生活部 現代陶芸美術館	<p>特別観覧料の収入事務において、納入通知書の発行が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>観覧料の後納に関する収入は、観覧料後納申請を受理後速やかに承認・調定を行い観覧券と納入通知書を申請者に交付しているが、当該事案は、担当者の失念により調定や納入通知書発行が遅延した。                  今後は、申請書の受領書後速やかに事務処理を行うよう、収入担当、係員、担当係長等複数人によるチェックを徹底し、会計事務処理の遅延を防止する体制にした。</p>

精工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
国際たくみアカデミー	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として898,464円の費用負担が発生していた。また、公用車(評価額164,500円)について不用決定(修繕に要する費用と取得に要する費用を比較し、不用決定されたもの。)されていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>所属長から当該職員に対し、慎重な運転を心掛けるよう指導した。                  また、全職員に対し、定例会議において安全運転と交通事故の再発防止に向けて、注意喚起を行った。                  今後も全職員を対象に、全国交通安全運動の啓発文書や交通事故防止対策重点地域の指定文書等を周知するとともに、定例会議においても注意喚起を継続することで、交通事故防止を徹底する。</p>
	<p>不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>令和元年度の不用品の売払いに係る契約事務については、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めた。                  今後は、予定価格の記入漏れがないよう、出納員と起案者以外の会計員が相互に確認するよう徹底する。                  また、岐阜県会計規則を遵守するとともに、疑義が生じた場合は、可茂県事務所出納課へ確認するよう徹底し、適正な会計処理を行う。</p>

都市建設部		講じた措置	
機関名	監査結果	講じた措置	
公共建築課	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。	予備監査での指摘を受け、所内職員に対して、外付けハードディスクを常時使用する場合にも、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得る必要があること、情報セキュリティ基本方針等を遵守することを周知し、徹底した。今後も継続して注意喚起を行い、適正な事務処理に努める。	
東濃建築事務所	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。	監査後直ちに所属職員に対して、不用品の売払いに係る契約事務について注意喚起を実施した。今後は、不用品の売払いに係る契約事務について、決裁書への売却予定価格の記載の徹底と、複数の職員による記載確認を行い、再発防止に努める。	
教育委員会			
機関名	監査結果	講じた措置	
斐太高等学校	スーパーグローバルハイスクール事業エンバナーメントプログラム研修委託業務に係る契約事務において、当該研修は生徒からの徴収金と県からの委託料を合わせて実施しているが、県の委託業務に係る仕様書に全体の研修内容を記載しており、県が委託業務として契約する内容が明確になっていなかったため、今後は適正に処理されたい。	令和元年度から本事業の内容を見直し、県が研修を委託する方法から、外部研修への参加費用の一部を生徒に対する交付金として支出することとしている。今後、委託業務を締結するにあたっては、仕様書内に県として委託する業務の内容を明確に記載することを徹底し、適切な事務処理に努める。	
大垣特別支援学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料158,112円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	物品は県の大切な財産であることを認識し慎重に取り扱う必要があることを、職員会議において周知徹底した。今後も職員会議、朝礼等にて定期的に注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置	
廃棄物対策課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、廃棄物対策課は、県の機関で業務が円滑に実施されるよう委託契約書のひな型等を作成し、各機関に資料提供している。当該ひな型について、委託先企業が作成したものを基にしたため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）に規定する支払の時期に適合していなかった。	今年度の契約では支払遅延防止法に則した契約書に変更し、関係機関に説明した。	
	一部の機関において、請求書受理後30日を超えて支払を行うという、支払遅延防止法の趣旨からみると適当でない事例が認められたので、支払遅延防止法に則したひな型への修正及び各機関への説明について検討されたい。		

(3) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

環境生活部

岐阜県監査委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年十一月十二日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 良 靖
岐阜県監査委員	藤 長 直 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	D	E	F	G	H
指 導 事 項	出資・出捐 <sup>A</sup> 団体	2	1	1	0	0	0	0
	補助金等交付団体	2	2	0	0	0	0	0
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0	0	0
計	5	4	1	0	0	0	0	
指 導 事 項	出資・出捐団体	7	6	1	0	0	0	
	補助金等交付団体	1	1	0	0	0	0	
	指 定 管 理 者	2	2	0	0	0	0	
計	10	9	1	0	0	0	0	
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	
計	0	—	—	—	—	—	—	
指 導 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	2	2	0	0	0	0	
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0	0	
計	3	3	0	0	0	0	0	
指 導 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	1	1	0	0	0	0	
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0	0	
計	2	2	0	0	0	0	0	
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	
計	0	—	—	—	—	—	—	
合 計	20	18	2	0	0	0	0	

※ 「今回措置を講じたもの」については、令和元年10月2日に知事から通知があったもの(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指 導 事 項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指 導 事 項：是正又は改善を求める事項
- ・検 討 事 項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成30年度  
(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置  
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
農政課	一般社団法人岐阜県農畜産公社	平成29年度の決算において、平成28年度に取得した車両2件に係る耐用年数を誤り、また、取得時点での最新の償却率を適用すべきところ従前の償却率を適用していたことにより、減価償却額が716,984円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、減価償却資産について、固定資産管理台帳を精査し、正確性を確保するなど、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 今回の指摘を受け、適用すべき償却率について再度確認を行った。 平成24年4月1日の税制改正により償却率の変更になっており、指摘を受けた車両2件を含め23件の修正があることが判明した。 この23件の減価償却資産については、改めて正規の耐用年数及び償却率を確認した上で、再計算を行ったところ、減価償却額が平成24年度から平成29年度までの6年間にわたって2,975,491円過大となっていたので、平成30年度決算にて過年度減価償却費2,975,491円の修正を行った。 今後は、減価償却資産の取得時に当該資産の区分、耐用年数及び償却率を公社と税務処理に係る事務等委託業務契約を結んでいる公認会計士に確認をいただき、各年度の決算時においても再度会計士のチェックを受けるとし、正確性を確保するように改める。

(2) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置  
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療福祉推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	平成29年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 未収入金の取消し処理を行わなかったこと及び未収	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 1 過大に計上されていた未収入金は、平成30年度分の雑損として会計処理を行った。

入金収入時の仕訳処理を誤ったことにより、計4件38,923円が過大に計上されていた。	2 自動車売機等電気代の立替金過大計上については、平成30年度分の雑損として会計処理を行った。 今後は、未収入金処理において、取消し処理忘れや仕訳処理誤りのないよう、総勘定元帳を複数人で確認し、適正な処理を行う。 立替金処理においては、平成29年度の立替金過大計上は振替伝票への記載誤りが原因であったため、処理の際は複数の職員で確認し記載誤りがないよう努めるほか、決算時に当該年度分を核算する等、適正な処理を行う。
--	---

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十一月十二日

岐阜県知事 田 兼 義

- 1 特定役務の名称及び数量 税務システム（特別法人事業税の創設）改修委託業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当  
令和元年10月15日
- 4 契約の相手方を決定した日 令和元年10月15日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
株式会社エヌ・アイ・アイ・テータ  
代表取締役社長 本間 洋
- 6 契約金額 49,698,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係
  - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

令和元年六月二十一日第十四号 指定医療機関の休止の届出（岐阜県告示第七十一号）  
 七七頁下段前から十行目中 「医療法人社団 宅栄会 理事長 は、 「羽島郡岐南町三宅  
 伏見 藤正 」 地  
 一七四二〇四編 の誤り。」

令和元年十一月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社